

序 文

日本弁理士会中央知的財産研究所はこれまで研究テーマとして「“ソフトウェア”の発明に関する研究」(研究報告第4号:平成12年1月),「ビジネス関連特許について」(研究報告第8号:平成14年3月),「バイオテクノロジーに対する法的保護のあり方」(研究報告第9号:平成14年3月),「コンピュータプログラムの法的保護」(研究報告第19号:平成18年6月)と,各時代の要請に応じて新たな発明の保護に関する種々の研究をしてきた。その後も,急速な科学技術の進展,とりわけIT分野,バイオ技術等の進展がイノベーション構造に大きな変革をもたらし,弁理士業務においても知的財産法の視点から研究しておく必要性が高まっていることから,平成29年には「イノベーション推進に向けた特許の保護対象」との先端技術等を研究テーマとした部会を構成して研究を重ね,その成果は別冊パテント第22号として公刊された。また,この部会において扱うテーマは日々進展し拡大していることから,日本弁理士会内部でもさらに研究を継続する必要があるとの共通認識が形成されたことにより,新たに「イノベーション推進に向けた特許の保護対象－更なる研究－」が採択されるに至った。

本研究部会における問題意識は,前部会におけるものと共通しており,IT分野,バイオ技術等の先端的な領域でも,また機械・化学などの伝統的な領域でも,特許を,究極の目的であるイノベーション推進のための制度とするためには,特許権の保護対象を選択したうえでその権利行使を確保しつつ,あわせてパブリックドメインとして留めておく領域をも確保することで,バランスがとれた保護を実現する特許制度の運用が必要であるとの考えである。

このような問題意識のもと,本研究部会は新たな研究員にも加わってもらい12名の研究者および実務家から構成され,月1回のペースで各研究員の報告と全員によるディスカッションとの形式で研究を順調にスタートさせ,2019年11月29日には中間報告を,研究員に加えて酒井将行弁理士の参加を得て,日本弁理士会中央知的財産研究所第17回公開フォーラムとして行い,その成果は別冊パテント第24号に掲載されている。その後,2020年当初からの新型コロナウィルス感染拡大に伴い,一時研究会の中止を余儀なくされ,研究の続行が危ぶまれたが,関係者全員の試行錯誤のお陰で,コロナ禍においても遠隔会議システムを利用して研究会を続行することができるようになり,むしろ遠隔地からの参加が容易であり,議論も深められるとの利点も確認することができた。

本研究部会は,本報告書の目次を参照することで明らかなように,AI技術等先端技術の特許保護の在り方やその比較的的検討,さらにはネットワーク型発明の権利侵害等に対する規律など広範囲に及んでおり,研究メンバーは餅は餅屋というべきその道の専門家が揃っていることで,研究体制は盤石であったといえるだろう。

本報告書は,このような興味深い研究テーマについて,研究者と弁理士・弁護士の実務家が協力して約1年半にわたり,侃々諤々たる議論を経て検討を加えてきた,その成果であり,わが国の特許法分野の研究書としても高い評価が与えられて然るべきものになっているといえるだろう。

本報告書が,特許出願や権利の行使に向けて日々頭を悩ましている方々に,何がしかのお役に立たせて戴ければ幸いである。

令和3(2021)年8月31日
日本弁理士会中央知的財産研究所
「イノベーション推進に向けた
特許の保護対象－更なる研究－」研究部会
主任研究員 高林 龍